

燃ゆる感動かごしま国体錦江町売店設置要項

1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体錦江町観光・折伴基本計画に基づき、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、燃ゆる感動かごしま国体錦江町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、原則として競技会場とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、原則として競技会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。また、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約10㎡（1.5間×2間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、実情に応じてこれを変更することができる。

6 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費のうち、実行委員会が定める額を出店料として負担するものとする。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りではない。
- (3) 出店を許可された者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (4) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会に係る標章又はマスコット「ぐりぶー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本体育協会又は燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会実行委員会の使用承認を得ているもの

- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品・土産品（実行委員会が郷土物産品と認め、その場で開栓できないように包装されているアルコール飲料を含む。）
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
 - ア 製造加工品
食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。
 - イ 現地調理品
売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件のすべてに該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請時に1年以上、錦江町内に店舗を有して営業を継続している者
 - イ 競技団体の推薦がある者
 - ウ 第69回大会以降の国体に出店実績のある者
 - エ 国体関連グッズ、郷土物産品又は飲食物に係る関係団体等
 - オ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件のすべてに該当する者
 - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店できること。
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
 - オ 出店申請書の提出日時時点で、錦江町の町税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
 - キ 従業員として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

9 運営設備等

売店出店に伴う設備（発電機、テント、机、イス等）は、各自で準備する。ただし、次のものについては別途料金にて、実行委員会が準備をすることができる。

- (1) テント（1. 5間×2間）
- (2) 長机
- (3) 椅子

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、出店品目のバランス等を考慮し、適当と認めた者を出店者として選定する。

なお、次のいずれかに該当する者の中から出店希望がある場合は、実行委員会はその者を優先して選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

また、出店申請者数が、当該競技会場における売店設置数を超えるときは、実行委員会は申請時に3年以上、錦江町内に店舗を有して営業を継続している者を優先して選定することができる。

12 販売品目の制限

実行委員会は、選定した出店者間で販売品が重複するときは、錦江町内に店舗を有する者を優先し、それ以外の者の販売品を制限することができる。

13 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。なお、販売品に前項の制限を加えた場合は、販売を禁止する品名を別途通知する。

14 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする者が、実行委員会から出店者として選定された旨を通知されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置及び運営等に関する事項を監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 販売品重複により販売を禁止された品物を販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品と認め、その場で開栓できないように包装されているアルコール飲料はこの限りでない。
- (7) 郷土物産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは、毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1売店1台とする。

- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従業員の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付する I Dカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従業員の変更、追加、削除等があつた場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (13) (1) から (12) に掲げるもののほかについては、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において事件又は事故が発生した場合は、売店責任者は、警察等関係機関に直ちに連絡する等、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があつたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたととき。

21 損害賠償

出店者(従業員を含む。)は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、遅滞なく出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は、当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 本要項によらない設置及び運営

競技会を円滑に運営する上で競技団体から本要項によらない設置運営について申入れがあり、実行委員会が適当と認めた場合は、その出店に係る設置及び運営方法については、本要項によらず、競技団体と実行委員会において協議の上、決定する。

25 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置及び運営の実施に関し、必要な事項は別に定める。